

特例退職被保険者のみなさまへ

保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

令和2年の健康保険料の納入証明書を令和3年1月下旬にお送りします。
 納入証明書は、2月16日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

■ 証明期間

令和2年1月から令和2年12月まで納入していただいた分

■ 証明金額

- 令和2年1月から証明書作成時までに入金確認ができた保険料合計額
- 65歳になられた方の介護保険料は、誕生月以降は市町村（東京特別区を含む）から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

★ 任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、令和3年1月下旬以降にお問い合わせください。

医療費控除を申告される方へ

原則として「医療費控除の明細書」の添付が必要です

従来、医療費控除の申告には、医療費等の領収書（原本）を添付することになっていましたが、2017年分の申告からは領収書ではなく明細書の添付が義務付けられています。ただし、領収書については5年間保存し、税務署から求められた場合には提示（または提出）しなければなりません。明細書の作成にあたっては、すこやかサポート Plus の「医療費のお知らせ」をお役立てください。

また、市販薬の購入費だけを対象とした医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が2017年分からスタートしていますが、この場合も原則、領収書でなく明細書の添付となります。

※医療費控除及びセルフメディケーション税制の詳細、各明細書のダウンロード等は国税庁のHPへ (<https://www.nta.go.jp>)。

また、問い合わせ等は最寄りの税務署へお願いいたします。

健康保険証の更新を来年1月から順次行います

2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる仕組み（オンライン資格確認※）が導入されます。

当該制度の導入に伴い、当健保組合では、健康保険証の更新を2021年1月から順次行う予定です。スケジュールが決まりましたら、当健保組合HP等でお知らせいたします。

新しい保険証には、これまでの世帯単位での記号・番号に加えて2桁の枝番が付与され、保険証番号（記号・番号・枝番）が各個人単位に割り振られることになります。

※オンライン資格確認等につきましては、次号で解説する予定です。

健康保険被保険者証	記号 71-1234	番号 567890	01	枝番追加
氏名	■■■■■■■■	性別	■	
生年月日	■■■■年00月00日			
資格取得年月日	■■■■年00月00日			
事業所名称	○○○○株式会社			
保険者所在地	○○市○○区○○街 0-0-0			
保険者番号・名称	日本アイ・ビー・エム健康保険組合			印
00000000	TEL 00 (0000) 0000			

加藤歯科医師が緑十字賞を受賞しました！

IBM 健保組合の加藤歯科医師が、中央労働災害防止協会から、長年にわたり日本の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められるとして令和2年度の「緑十字賞」を受賞しました。

加藤歯科医師は2004年から歯科予防プログラムを通じて社員のみなさんのお口の健康に携わってきました。自分の歯でおいしく食べ健やかな毎日を過ごすための健口づくりのお手伝いを今後も続けてまいります。

歯科予防プログラムは社員向け p-Dental21 と、家族向けには Family p-Dental21 や郵送歯周病検査などがあります。詳細は当健保組合HPをご覧ください。



● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Web でのお問い合わせ」まで